

計画策定にあたって

◎ 計画策定の趣旨

○ 本町における障害のある人を取りまく現状と課題を踏まえ、今後の障害福祉施策の基本的方向と施策の展開について定めるとともに、それぞれの根拠法に定められたサービス及び事業の見込み量、その確保方策を明らかにし、サービス提供体制のさらなる充実を図るため本計画を作成しました。

◎ 計画の位置付け・計画期間

- 本計画は、“障害者基本法 第11条第3項”に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める中長期的な「市町村障害者計画」と、“障害者総合支援法 第88条第1項”の規定による「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法 第33条の20 第1項」の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。
- 本計画は、御宿町のまちづくりの最上位計画である「第4次御宿町総合計画」を踏まえ、その他の関連計画等と調和・連携する計画とします。
- 第4次障害者計画の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。
- また、“成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項に”に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」についても、本計画の中に位置づけます。

第4次障害者計画 基本的な考え方

◎ 基本理念

○ 本町で暮らすすべての人が障害の有無にかかわらず、お互いを認め合い、支え合いながら、自分らしく過ごすことができるよう「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」を基本理念として掲げ、さらなる施策、事業の推進・充実に取り組みます。

～ 基本理念 ～

誰もが その人らしく暮らせる
やさしいまち おんじゅく

◎ 基本的視点

○ 基本理念に掲げた「誰もが その人らしく暮らせる やさしいまち おんじゅく」の実現のため、次の3つの基本的視点に立って、本計画を推進します。

基本的な視点1：一人ひとりの個性に合った支援の充実

障害の特性や生活環境などそれぞれの状況が異なる中、個人や家族が抱えている生きづらさや困りごとを少しでも軽減し、希望をもって地域で過ごすことができるよう、一人ひとりに合った支援体制の充実を目指します。

基本的な視点2：自分らしく個性を活かせる社会の実現

一人ひとりが持っている能力や長所を活かし、主体的に社会と関わり合いながら、自分らしく生活を送ることができるよう、環境の整備や支援の在り方について検討します。

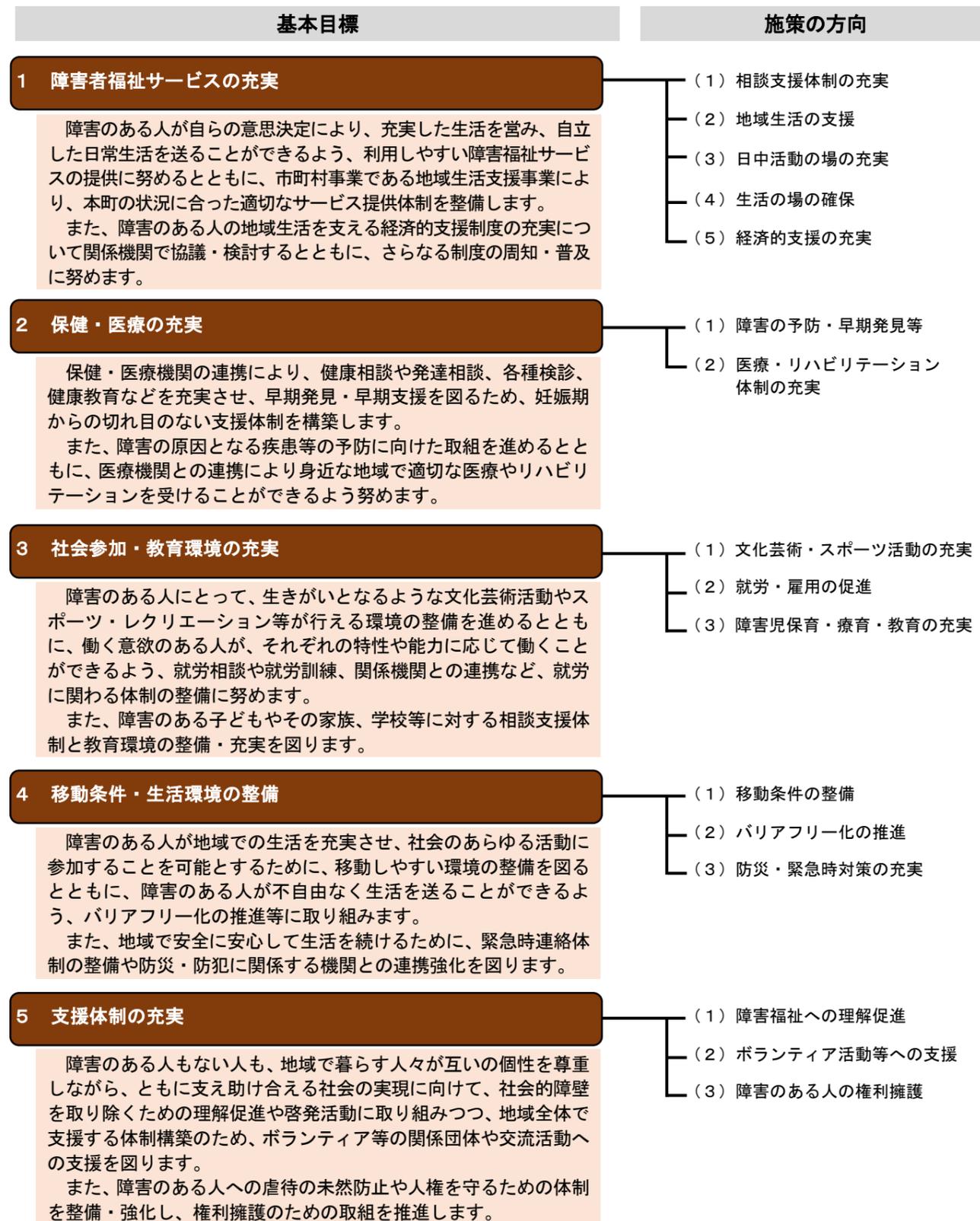
基本的な視点3：人権を尊重し、地域でともに生きる

障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で平等に生活を送ることができるよう、社会のあらゆる場面における差別の解消に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合える社会の実現を目指します。

施策の展開

◎ 基本目標・施策の方向

○ 本計画における基本理念の実現のため、基本的視点に基づき、次の5つの基本目標を設定して施策を展開します。



第6期障害福祉計画

◎ 障害福祉サービス提供体制確保の基本方針

- 障害種別にかかわらず、障害のある人が希望するサービスを一元的に対応できるよう、訪問系サービスと日中活動系サービスの提供体制の確保を図ります。
- 地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤を強化し、障害のある人が地域で生活できる環境づくりを進めます。
- サービス利用者の状況や希望に応じて、継続的な障害福祉サービスを提供するよう、相談支援体制の強化を図ります。

◎ 令和5（2023）年度の主な成果指標（国の指針に準じて設定）

成果指標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目①	数値	項目②	数値
【指標】 開催回数	6回	【指標】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び 家族等の関係者ごとの参加者数	30人
項目③	数値		
【指標】 協議の場における目標設定及び 評価の実施回数	2回		

成果指標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目①	数値	項目②	数値
【指標】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	【指標】 運用状況の検証・検討	年1回以上

成果指標5 相談支援体制の充実・強化等

項目①	数値	項目②	数値
【指標】 総合的・専門的な相談支援の実施	実施	【指標】 専門的な指導・助言件数	7件
項目③	数値	項目④	数値
【指標】 人材育成の支援件数	7件	【指標】 地域の相談機関との連携強化の取組 の実施回数	6回

成果指標6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

項目①	数値	項目②	数値
【指標】 障害福祉サービス等にかかる各種研修 その他の研修への町職員の参加人数	2人	【指標】 審査結果の分析結果を事業所及び 関係自治体等と共有した実施回数	年1回

◎ 障害福祉サービスの主な見込み量

- 本町では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、アンケート調査の結果などから見えてくる新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

主なサービスの見込み量	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人	58	57	60	64	72	83
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	3

主なサービスの見込み量	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護 重度障害者等包括支援	人	21	21	21	26	31	36
	時間	234	843	845	880	912	942
生活介護	人	23	23	23	24	25	25
	時間	430	450	450	467	484	482
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	30	31	31	32	32	32
短期入所（福祉型）	人	7	7	7	10	14	18
	人日	9	19	20	35	63	104
施設入所支援	人	11	11	11	11	11	10
共同生活援助	人	17	17	20	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人	1	3	3	3	3	3
	人日	55	26	27	27	27	27
就労移行支援	人	2	1	1	1	1	2
	人日	20	3	5	2	2	4
就労継続支援（A型）	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	20
就労継続支援（B型）	人	18	20	20	23	25	28
	人日	222	221	220	239	243	255

第2期障害児福祉計画

◎ 障害児支援の提供体制確保の基本方針

- 障害児支援を行うにあたり、障害のある児童本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。
- 障害の可能性を把握した段階から、障害のある児童本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障害のある児童に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- 障害のある児童のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- あらゆる活動や交流を通じて、障害のある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障害児支援を通して共生社会を形成します。

◎ 令和5（2023）年度の主な成果指標（国の指針に準じて設定）

成果指標 障害児支援の提供体制の充実

④ 医療的ケア児に対する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目①	数値	項目②	数値
【指標】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	【指標】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

◎ 障害児福祉サービスの主な見込み量

- 障害福祉サービスの見込み量の考え方と同様に、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めます。

主なサービスの見込み量	単位	第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
放課後等デイサービス	人	11	9	10	10	10	10
	人日	80	66	60	60	60	60
障害児相談支援	人	14	11	7	7	7	7